

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）

基礎的電気通信役務収支表

事業者名 西日本電信電話株式会社

2021年4月 1日から  
2022年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
加入電話	基本料	144,039,129,365	172,380,053,190	129,829,457,378	42,550,595,812	△ 28,340,923,825
	緊急通報	-	81,886,196	79,094,511	2,791,685	△ 81,886,196
	小計	144,039,129,365	172,461,939,386	129,908,551,889	42,553,387,497	△ 28,422,810,021
第一種公衆電話	市内通信	159,533,725	1,567,987,218	1,555,230,326	12,756,892	△ 1,408,453,493
	離島特例通信	1,871,384	4,416,570	4,375,908	40,662	△ 2,545,186
	緊急通報	-	2,262,603	2,244,915	17,688	△ 2,262,603
	小計	161,405,109	1,574,666,391	1,561,851,149	12,815,242	△ 1,413,261,282
合計		144,200,534,474	174,036,605,777	131,470,403,038	42,566,202,739	△ 29,836,071,303

注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ハにそれぞれ定めるものとしております。

2 第一種公衆電話の市内通信・離島特例通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロ・ハにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	2,505,221,674	-	2,505,221,674	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	187,052,768	-	187,052,768	
3 負担金	274,944,489	283,995,003	△ 9,050,514	
計	2,967,218,931	283,995,003	2,683,223,928	

基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注) 1. 基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用に伴う本基礎的電気通信役務収支表の損益に与える影響はありません。